

春日部商工会議所 CCI NETWORK（会報誌）誌面広告掲載に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）CCI NETWORK 有料誌面広告の掲載に関するガイドライン（以下「CCI NETWORK 誌面広告掲載ガイドライン」という。）に基づき、商工会議所 CCI NETWORK に誌面広告を掲載するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

（掲載対象者及び掲載基準）

第2条 掲載する広告の対象者は、商工会議所の会員事業所、関係諸機関に限るものとし、掲載する広告の範囲は、CCI NETWORK 誌面広告掲載ガイドラインに沿ったものとする。

（掲載の位置）

第3条 広告の掲載位置は、（別表1）に定める位置で商工会議所が指定した位置とする。

（広告の規格等）

第4条 CCI NETWORK に掲載する広告サイズは、（別表1）に定める範囲とする。

2 広告のデザイン及び色彩等は、他の記事デザインと調和が取れたものとする。なお、広告作成は広告主の責任において作成する事とする。

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は（別表1）に定めるとおりとする。

（掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、原則として1ヶ月を単位とするが、事前契約により年間掲載も可能とする。

（掲載申込み）

第7条 掲載希望事業所は、春日部商工会議所 CCI NETWORK 誌面広告掲載申込書（様式第1号）を商工会議所に提出するものとする。

（広告の掲載決定）

第8条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

2 広告の原稿は、商工会議所が指定した期日までに、指定した方法により作成し提出するものとする。

(掲載料等の納入)

第9条 CCI NETWORK への広告の掲載が決定した事業所は、広告掲載料金を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(掲載料の返還等)

第10条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告の掲載期間中に商工会議所の都合等により CCI NETWORK の発行を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(その他の事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、CCI NETWORK 誌面広告掲載に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

春日部商工会議所 CCI NETWORK 誌面広告掲載に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、自主財源の確保を図るため、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）CCI NETWORK に有料誌面広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 広告掲載の対象

広告を掲載する対象は、商工会議所が発行する CCI NETWORK とする。

3. 広告の掲載基準

掲載する広告は、商工会議所会員事業所、関係諸機関の申込みに限るものとし、その内容が次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

4. 広告の規格、広告掲載料等

広告の規格、広告掲載料、広告の作成方法等は、「春日部商工会議所 CCI NETWORK 有料誌面広告掲載に関する規程」において定めるものとする。

5. 広告の募集及び決定

広告の募集及び決定は、次により行うものとする。

- (1) 広告の募集は、広報誌、ホームページ等により幅広く行うほか、適当な手段により積極的に周知を図りながら行う。
- (2) 広告の申込みが当該広告募集数を超えた場合は、先着又は抽選により決定する。

6. 広告掲載事業所の責務

広告掲載事業所の責務について、次の事項を申込みに際し約すものとする。

- (1) 広告掲載事業所は、広告の内容に関し生じた問題について全責任を負う。
- (2) 広告掲載事業所は、広告の掲載について、関係法令を遵守する。

7. 業務委託

広告の募集・広告の作成等に関し、商工会議所が必要と認めた場合は、それらの業務について専門事業者等へ委託することができるものとする。

8. その他

このガイドラインに定めのない事項は、会頭が別に定める。

9. 施行日

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。